

意見公募要領

1 意見公募対象

電気通信番号計画の一部を変更する告示案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和8年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）の施行により、令和9年4月1日から、電話転送サービス事業者を含む特定事業者による顧客等の本人特定事項の確認方法について、

- ・自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、非対面での取引に際して利用される、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた顧客等の本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法及び顧客等の本人確認書類の写しの送付を受ける方法については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、原則として、廃止することとする。また、ICチップが搭載された本人確認書類を保有していない顧客等が非対面での取引に際して利用することが可能な確認方法を確保するため、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクも踏まえ、利用できる本人確認書類を偽造を防止するための措置が講じられたものに限定した上で、当該本人確認書類の原本の送付を受けるなどする方法を引き続き認めることとする。
 - ・法人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受ける方法については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、原則として、その写しの利用を不可とし、原本に限り利用することとする。
- 等の見直しが行われます。

これに倣い、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）においても、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供する際の本人特定事項の確認方法に係る規定を変更するため、今般、当該変更案について広く意見を募集するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Govを利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2) により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： new-number_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室 宛て
※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際にはおそれ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) のe-Govを極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室 宛て
※別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

※送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和8年9月25日（金）から同年10月26日（月）まで（郵送の場合は、締切日の消印まで有効とします。）

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してくださ

い。

- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室

担 当：原課長補佐、光廣係長、長谷川官

電 話：03-5253-5859

電子メールアドレス：new-number_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課番号企画室 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

電気通信番号計画の一部を変更する告示案に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見